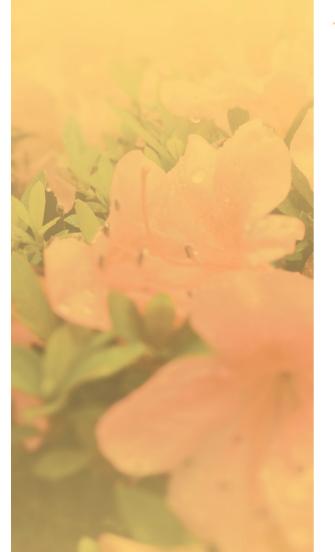
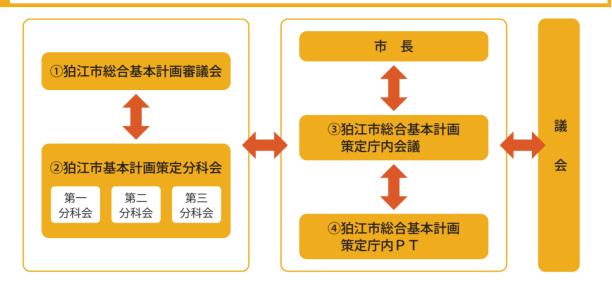
第4章 資料

- 1 策定体制
- 2 委員名簿及び会議等開催状況
- 3 市民参加等
- 4 関係例規



1 策定体制



①狛江市総合基本計画審議会

市長の諮問に応じ、基本構想及び基本計画の策定に関して必要な事項について調査審議し、答申しました。

学識経験者10人、公募市民5人、市職員1人の計16人で構成されています。

②狛江市基本計画策定分科会

基本計画の策定に関して必要な事項について、3つの分科会に分かれて調査審議し、狛江 市総合基本計画審議会に報告しました。

審議会委員15人、公募市民12人の計27人で構成されています。

③狛江市総合基本計画策定庁内会議

市長、副市長、教育長、各部(局)長で構成され、基本構想及び基本計画の策定に関して必要な事項の検討を行いました。

④狛江市総合基本計画策定庁内プロジェクトチーム

概ね35歳以下の若手職員で構成され、基本構想及び基本計画の策定に関して必要な事項 の調査・研究を行いました。

2 委員名簿及び会議等開催状況

①狛江市総合基本計画審議会

■ 委員名簿

役職	選出区分	氏名		所属等	
委員長		福島 康仁	日本大学法学	学部教授	
			狛江市外部評価委員会副委員長		
委員長職務		上田 英司		利活動法人日本NPOセンター事務局次長	
代理者			1 狛江市市民活	5動支援センター運営委員会副委員長	
委員		五十嵐 太一	狛江市商工会商業部会長		
			元狛江市商品	E街振興プラン策定委員会委員	
		太田ひろみ	杏林大学保健		
				5・子育て会議委員	
		佐藤 正志	日本学校図書		
	学識経験者			長員会教育長職務代理者	
		杉浦浩	東京都建設防災ボランティア協会顧問		
				†画審議会会長 	
		髙橋 信幸	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所理事・主任研究員		
				<u> </u>	
		冨永 和身	マインズ農業協同組合狛江支店理事		
			元狛江市総合戦略推進委員会委員		
		馬場 健司	東京都市大学環境学部教授 狛江市環境保全審議会会長職務代理		
		平谷 英明		∖自治研修協会理事長 で安全なまちづくり推進審議会会長	
		 五十嵐 秀司	加工中女心(女主なよりライク推定街哦云云衣	
	/\#±	周東 三和子			
	公募市民	都築完			
		成井 篤 			
		松本すみ子			
	市職員	水野 穰	副市長	平成31年3月31日まで	
	口鄉貝	平林 浩一		平成31年4月1日から	

■開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年12月26日	・委員の委嘱・委員長及び委員長職務代理者の選出・諮問・次期総合基本計画の策定にあたって・関連計画及び報告書について
第2回	平成31年1月21日	・指標の推移について ・狛江市総合基本計画策定庁内プロジェクトチームまと めについて ・総合基本計画策定にあたっての視点について ・狛江市第4次基本構想の構成(素案)について ・狛江市基本計画策定分科会について
第3回	平成31年2月5日	・狛江市第4次基本構想(骨子案)について ・狛江市の将来都市像について
作業部会*	平成31年2月20日	・狛江市の将来都市像の検討について
第4回	平成31年4月2日	・狛江市第4次基本構想(中間答申案)について
基本構想 中間答申	平成31年4月8日	• 狛江市第 4 次基本構想(中間答申)
第5回	令和元年7月9日	・市民説明会及びパブリックコメントで寄せられた意見 について ・狛江市第4次基本構想(最終答申案)について
基本構想 最終答申	令和元年7月17日	• 狛江市第 4 次基本構想(最終答申)
第6回	令和元年10月15日	・狛江市第4次基本構想前期基本計画について ・各分科会からの報告について
第7回	令和元年11月19日	・狛江市第4次基本構想前期基本計画(中間答申)(案)について
基本計画 中間答申	令和元年11月25日	• 狛江市第 4 次基本構想前期基本計画(中間答申)
第8回	令和2年2月13日	・市民説明会及びパブリックコメントで寄せられた意見 について ・狛江市第4次基本構想前期基本計画(最終答申案)につ いて
基本計画最終答申	令和2年2月17日	・狛江市第4次基本構想前期基本計画(最終答申)

※ 将来都市像の方向性を整理するため、作業部会を開催した。

②狛江市基本計画策定分科会

■ 委員名簿

第一分科会

【まちの姿1】

となるまち

【まちの姿2】

【まちの姿8】

持続可能な自治体経営

第二分科会

人権が尊重され、市民が主役 活気にあふれ、にぎわいのあ 子どもがのびのびと育つまち るまち

【まちの姿7】

【まちの姿3】

安心して暮らせる安全なまち 自然を大切にし、快適に暮ら いつまでも健やかに暮らせる せるまち

第三分科会

【まちの姿4】

【まちの姿5】

まち

【まちの姿6】

生涯を通じて学び、歴史が身 近に感じられるまち

役職	選出区分	氏名	役職	選出区分	氏名	役職	選出区分	氏名
委員長	<u> </u>	福島 康仁*	委員長		杉浦 浩*	委員長	<u> 구구</u>	髙橋 信幸*
副委員長	学識 経験者	上田英司*	副委員長	学識	五十嵐 太一*	副委員長	学識 経験者	太田 ひろみ*
	小王 ····································	平谷 英明*		経験者	冨永和身*		小 <u>工</u> 购人 日	佐藤 正志*
委員		五十嵐 夕介			馬場 健司*	委員		井沢 潤
		猿谷 享子	委員		五十嵐 秀司*			梶川朋
	/\ !!	柴﨑 雅代			後藤 千尋		/\ !!	周東 三和子*
	市民	都築完*		公募	清水 満		公募 市民	林 健彦
		吉田 尚子		市民	成井 篤*		113770	林田 直子
					橋本 研			松本 すみ子*
					平山 達郎			

(役職順、選出区分順、50音順) ※審議会委員

■ 開催状況(第一分科会)

開催回	開催日	主な議題
第 1 回 合 同 分科会	令和元年5月21日	・委員の委嘱 ・次期基本計画の策定にあたって ・関連計画及び報告書について
第2回	令和元年6月18日	・施策の現状と課題について (1 人権が尊重され、市民が主役となるまち) (8 持続可能な自治体経営)
第3回	令和元年6月24日	・施策の現状と課題について (2 安心して暮らせる安全なまち)
第4回	令和元年7月23日	・施策の現状と課題について (まとめ)
第5回	令和元年8月13日	・施策の方向性について (2 安心して暮らせる安全なまち)
第6回	令和元年8月21日	・施策の方向性について(1 人権が尊重され、市民が主役となるまち)
第7回	令和元年8月26日	・施策の方向性について (8 持続可能な自治体経営)
第8回	令和元年9月18日	・全体整理について
第9回	令和元年10月29日	・最終調整について

■ 開催状況(第二分科会)

開催回	開催日	主な議題
第1回 合 同 分科会	令和元年5月21日	・委員の委嘱 ・次期基本計画の策定にあたって ・関連計画及び報告書について
第2回	令和元年6月20日	・施策の現状と課題について (7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち)
第3回	令和元年6月25日	・施策の現状と課題について (3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち)
第4回	令和元年7月22日	・施策の現状と課題について (まとめ)
第5回	令和元年8月8日	・施策の方向性について (3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち)
第6回	令和元年8月20日	・施策の方向性について(7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち)
第7回	令和元年9月17日	・全体整理について
第8回	令和元年11月6日	・最終調整について

■ 開催状況(第三分科会)

開催回	開催日	主な議題
第1回 合 同 分科会	令和元年5月21日	・委員の委嘱・次期基本計画の策定にあたって・関連計画及び報告書について
第2回	令和元年6月18日	・施策の現状と課題について (4 子どもがのびのびと育つまち) (6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち)
第3回	令和元年6月28日	・施策の現状と課題について (5 いつまでも健やかに暮らせるまち)
第4回	令和元年7月16日	・施策の現状と課題について (まとめ)
第5回	令和元年8月9日	・施策の方向性について (4 子どもがのびのびと育つまち)
第6回	令和元年8月16日	・施策の方向性について (6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち)
第7回	令和元年9月2日	・施策の方向性について (5 いつまでも健やかに暮らせるまち)
第8回	令和元年9月20日	・全体整理について
第9回	令和元年10月31日	・最終調整について

③狛江市総合基本計画策定庁内会議

役職	職名			氏名
会 長	市長	松原	俊雄	
副会長	副市長	水野	穰	平成31年3月31日まで
		平林	浩一	平成31年4月1日から
委 員	教育長	有馬	守一	
	参与(兼)児童青少年部長	石森	準一	
	企画財政部長	髙橋	良典	
	総務部長	上田	智弘	平成31年3月31日まで
		石橋	啓一	平成31年4月1日から
	市民生活部長	榎本	正樹	平成31年3月31日まで
		鈴木	実	平成31年4月1日から
	福祉保健部長	石橋	啓一	平成31年3月31日まで
		浅見	秀雄	平成31年4月1日から
	環境部長	清水	明	
	都市建設部長	小俣	和俊	
	議会事務局長	小川	啓二	
	教育部長	平林	浩一	平成31年3月31日まで
		上田	智弘	平成31年4月1日から

④狛江市総合基本計画策定庁内プロジェクトチーム

(令和2年2月現在)

役職		所属	氏名	ワーキング グループ
リーダー	都市建設部	まちづくり推進課	藤間 航平	А
サブリーダー	総務部	職員課	藤井 泰裕	А
	福祉保健部	保険年金課	田所究	С
	環境部	環境政策課	海老原 悠輔	В
メンバー	企画財政部	秘書広報室	小林 和貴	А
	企画財政部	未来戦略室	加藤 花	С
	総務部	安心安全課	山田 龍二	А
	総務部	職員課(一般財団法人 地域創造派遣)	菅 亮太	В
	総務部	施設課	宅間 英昭	Α
	市民生活部	市民課	杉田 彩香	В
	福祉保健部	地域福祉課	大久保 里美	А
	福祉保健部	地域福祉課	野村淳一郎	С
	福祉保健部	福祉相談課	原田 尚吾	В
	福祉保健部	高齢障がい課	岩下 貴昭	С
	児童青少年部	子育て支援課	後藤 真櫻	С
	児童青少年部	児童青少年課	藤田 真衣	С
	環境部	環境政策課	小野 敏樹	В
	環境部	環境政策課	谷野 龍慈	В
	環境部	環境政策課	丸山 雄規	В
	都市建設部	まちづくり推進課	石川 侑希	В
	都市建設部	整備課	宮島 大貴	В

(役職順、所属順、50音順)

ワーキンググループA…まちの姿1、まちの姿2、まちの姿8 ワーキンググループB…まちの姿3、まちの姿7 ワーキンググループC…まちの姿4、まちの姿5、まちの姿6

3 市民参加等

①市民意識調査等の実施

1 市民意識調査

市民の狛江市に対する思いやこれからのまちづくりに期待すること等を把握し、総合基本計画の検討の基礎資料とするため、平成30年8月30日~9月21日に市民意識調査を実施しました。

2 小・中学生アンケート

小・中学生が狛江市にこれからどんなまちになってほしいと思っているか等を把握し、総合基本計画の検討の基礎資料とするため、平成30年10月26日~11月12日に小・中学生アンケートを実施しました。

3 指標の現状値を把握するための市民アンケート

前期基本計画における指標の現状値を把握するため、令和2年1月23日~2月6日に市 民アンケートを実施しました。

②ワークショップの実施

市の理想像(あるべき姿)や課題、現状について、2回にわたり自由に意見を出し合うワークショップを実施しました。

	テーマ	開催日	参加者数
第1回まちづくり意見交換会	理想像の共有・現状把握	平成30年6月18日	9人
第2回まちづくり意見交換会	課題抽出	平成30年7月11日	10人

③市民説明会及びパブリックコメントの実施

1 基本構想

- ・実施期間 令和元年5月15日(水)から6月14日(金)まで
- ・意見提出数 15件(9人)

	日時	場所	参加者数
第1回	令和元年5月18日(土)午前10時から	市役所 4 階 特別会議室	10人
第2回	令和元年5月22日(水)午後7時から	市役所 4 階 特別会議室	4人

2 基本計画

- ・実施期間 令和元年12月15日(日)から令和2年1月14日(火)まで
- ・意見提出数 29件(6人)

	日時	場所	参加者数
第1回	令和元年12月21日(土)午前10時から	市役所 4 階 特別会議室	3人
第2回	令和元年12月25日(水)午後7時から	市役所 4 階 特別会議室	5人

4 関係例規

○狛江市総合基本計画条例

平成30年10月11日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ長期的なまちづくりを行うことを明らかにし、もって計画的な 行政運営を推進するために策定する総合基本計画について、基本的な事項を定めることを目的 とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
- (1) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指すべき将来像、まちづくりの 方向性等を示すものをいう。
- (2) 基本計画 市のまちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示した将来像、まちづくり の方向性等を実現するための施策を示すものをいう。

(総合基本計画の構造)

第3条 総合基本計画は、基本構想及び基本計画からなるものとする。

(位置付け)

第4条 総合基本計画は、市の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定に当たっては、総合基本計画との整合を図るものとする。

(諮問)

第5条 市長は、総合基本計画の策定に当たっては、狛江市総合基本計画審議会条例(昭和46年条例第21号)第1条に規定する狛江市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければ ならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

○狛江市総合基本計画審議会条例

昭和46年4月1日条例第21号

(設置)

第1条 狛江市の総合基本計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4 第3項の規定に基づき、市長の諮問機関として狛江市総合基本計画審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合的な計画の策定に関し必要な事項について調査 審議して答申する。

(組織)

第3条 審議会は、市長が任命又は委嘱する審議会委員(以下「委員」という。)16名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によって満了するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、公職及び団体の役職にある者については、その在職期間中とする。

(臨時委員)

- 第5条 審議会に特別の事項について調査審議するため臨時に委員を置くことができる。
 - 2 前項の委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから市長が任命し、 又は委嘱する。
 - 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議の終了によって満了する。

(委員長)

- 第6条 審議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が その職務を代理する。

(招集)

第7条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

(会議)

- 第8条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
 - 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第9条 審議会は、必要があるときは、専門の事項について調査審議するため、規則で定めると ころにより、分科会を置くことができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月29日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○狛江市総合基本計画審議会条例施行規則

昭和46年9月7日規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市総合基本計画審議会条例(昭和46年条例第21号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

- 第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。
- (1) 学識経験者 10名以内 (2) 公募市民 5名以内 (3) 市職員 1名

(会議)

第3条 狛江市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(策定委員)

- 第4条 審議会に策定委員を置くことができる。
 - 2 策定委員は, 市長が委嘱する。
 - 3 策定委員は、審議会及び条例第9条に規定する分科会の審議に参考となる意見を述べることができる。

(幹事)

- 第5条 審議会に幹事若干名を置き、市職員の中から市長が任命する。
 - 2 幹事は、審議会の審議を助ける。

(庶務)

第6条 審議会及び分科会の庶務は、企画財政部政策室が担当する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和48年3月17日規則第7号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(昭和48年12月17日規則第51号)
- この規則は、公布の日から施行し、昭和48年7月26日から適用する。
 - 付 則(昭和49年3月29日規則第17号)
- この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和56年3月26日規則第4号)
- この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成20年11月14日規則第46号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成25年4月5日規則第42号)
- この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
 - 付 則(平成30年9月25日規則第49号)
- この規則は、公布の日から施行する。

○狛江市基本計画策定分科会の設置及び運営に関する規則

平成31年1月24日規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市総合基本計画条例(平成30年条例第26号)第2条第3号に規定する基本計画を策定するため、狛江市総合基本計画審議会条例(昭和46年条例第21号)第9条に基づき、 狛江市基本計画策定分科会(以下「分科会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、狛江市総合基本計画 審議会(以下「審議会」という。)に報告する。

(組織)

- 第3条 分科会は、審議会において必要と認められた3分科会以内をもって組織する。
 - 2 分科会は、27名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委属する。
- (1) 狛江市総合基本計画審議会委員 15名以内
- (2) 公募市民 12名以内

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 各分科会に委員長及び副委員長を置き, 狛江市総合基本計画審議会条例第6条第1項に 規定する委員長(以下「審議会委員長」という。)が指名する。
 - 2 委員長は、分科会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 分科会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
 - 2 分科会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 分科会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 分科会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会委員長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

○狛江市総合基本計画策定庁内会議設置規程

昭和47年6月1日規程第4号

(設置)

第1条 狛江市総合基本計画策定に関し、庁内の意思の統一をはかるため、総合基本計画策定庁 内会議(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所堂事項)

第2条 庁内会議は、基本方針に基づき市の全般的な将来計画に関して、審議会に付託すべき事項の決定、具体的な計画素案の検討、資料の審査等をする。

(組織)

- 第3条 庁内会議の委員は12人とし、市長、副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民生活部長、福祉保健部長、児童青少年部長、環境部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育部長の職にある者をもって充てる。
 - 2 企画財政部政策室長は、庁内会議に幹事として参画するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画原案が決定されるまでとする。

(会長等)

- 第5条 庁内会議に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長は、市長をもって充て、副会長は、副市長とする。
 - 3 会長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内会議は、必要に応じて会長が招集する。

(定足数及び表決数)

- 第7条 庁内会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 2 庁内会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると ころによる。

(事務局)

第8条 庁内会議の事務局は、企画財政部政策室に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

- この規程は、昭和47年6月1日から施行する。
 - 付 則(昭和48年4月11日規程第5号)
- この規程は、昭和48年4月11日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。
 - 付 則(昭和48年6月22日規程第10号)
- この規程は、昭和48年7月1日から施行する。
 - 付 則(昭和48年10月30日規程第20号)
- この規程は、昭和48年11月1日から施行する。
 - 付 則(昭和49年3月29日規程第11号)
- この規程は、昭和49年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和56年3月27日規程第6号)
- この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和58年2月15日規程第4号)
- この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

- 付 則(昭和62年3月2日規程第2号)
- この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成6年3月31日規程第2号)
- この規程は、平成6年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成8年3月29日規程第5号)
- この規程は、平成8年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成12年5月22日規程第7号)
- この規程は,公布の日から施行する。
 - 付 則(平成13年6月29日規程第6号)
- この規程は、平成13年7月1日から施行する。
 - 付 則(平成17年3月31日規程第2号)
- この規程は、平成17年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成19年3月30日規程第3号)
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成20年3月28日規程第1号)
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成30年8月2日規程第6号)
- この規程は,公布の日から施行する。

○狛江市総合基本計画策定庁内プロジェクトチーム設置要綱

平成30年10月22日要綱第101号

(目的)

第1条 この要綱は、狛江市プロジェクトチーム設置規程(昭和48年規程第1号)に基づき、狛江 市総合基本計画を策定するために設置する狛江市総合基本計画策定庁内プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 狛江市総合基本計画審議会より付託された事項について調査審議し、狛江市総合基本計画 審議会、狛江市総合基本計画策定庁内会議又は狛江市総合基本計画策定企画委員会に報告 すること。
- (2) その他総合基本計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 プロジェクトチームは、おおむね35歳以下の職員15人程度をもって組織し、市長が任命する。
 - 2 プロジェクトチームは、必要に応じてプロジェクトチームのメンバー(以下「メンバー」という。)以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 メンバーの任期は、平成32年3月31日までとする。

(リーダー及びサブリーダー)

- 第5条 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
 - 2 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
 - 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 プロジェクトチームは、リーダーが招集し、会議の議長となる。
 - 2 プロジェクトチームは、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 プロジェクトチームの議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が 決するところによる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、プロジェクトチームの協議により別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 狛江市後期基本計画策定庁内プロジェクトチーム設置要綱(平成24年要綱第109号)は,廃止する。